

石企画第201号

平成26年8月7日

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 佐々木春代 様

石狩市長 田岡克介

市民参加制度に関する諮問

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第28条の規定に基づき、市民参加手続の実施運用状況の評価及び市民参加制度をより良い内容とするための改善方策について、貴審議会の意見をうかがいます。

平成 27 年 12 月 17 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市市民参加制度調査審議会

会 長 佐々木 春 代

市民参加手続の実施運用状況の評価及び改善方策に関する答申

平成 26 年 8 月 7 日付石企画第 201 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 市民参加手続の実施運用状況の評価について

(1) 平成 25 年度、平成 26 年度の実施状況について

平成 26 年度において 2 件の手続き漏れがありましたが、この 2 年間は概ね適正に実施されていたと評価します。

行政活動への市民参加をより推進するための新たな手法による取り組みとしては、①地区会館の廃止に関して、会館を利用する地区住民を個別訪問して説明及び意見聴取を行ったこと、②第 5 期石狩市総合計画の策定過程において、年齢や性別が異なる多くの市民から意見を聴くため、「プラーヌクスツェレ」の手法を用いた市民討議会を開催したこと、の 2 件が報告されています。

特に、「プラーヌクスツェレ」の手法を用いた市民討議会「いしかりまちづくりディスカッション 2013」では、参加対象者を無作為抽出して案内状を送付したことから、普段意見を言う機会の無い人が参加するきっかけになったこと、運営を石狩青年会議所と協働で行ったことにより、市民が意見を言いやすい雰囲気になったことなど、新たな効果があったと認められます。

今後、従来からの手法にとらわれず、広く市民の意見を聴く場の設定を検討してください。

2. 市民参加制度をより良い内容とするための改善方策

(1) 市民参加制度調査審議会のあり方について

市民の声を活かす条例において、本審議会の委員は、学識経験者、団体推薦者、一般公募、市職員の15人以内で組織すると定められています。現在の第7次審議会では、第6次審議会の答申を受け、条件付きで9人に減員して審議を進めてきました。

この2年間、市民参加手続きの実施運用状況の評価及び行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項についての審議を重ね、15人から9人に減員した状態でも本審議会の役割を果たすことができたと思われまますので、引き続き現在の委員構成と人数を維持していくことが適当と考えます。

なお、条例の定数そのものを減員するには、引き続き第6次答申で付された減員にあたっての条件の内容を十分に勘案し、さらなる検証を要すると考えます。

(2) 市民参加制度の推進について

市民の声を活かす条例において、「市民参加手続」とは、市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の段階で、市の機関が市民の意見を聴くことを指しています。この市民参加手続を効果的なものとするためには、市民が見てわかりやすい情報提供をし、気軽に意見を言えるような手法にすることが必要です。

① 市民に知ってもらうために

市民が行政活動に関する意見を言うためには、市の機関が何を行おうとしているのかを知ることが必要です。このため、市の機関は、市政に関する情報をわかりやすく伝える努力をし、それを広く市民に周知しなければなりません。

行政の情報は、専門的で難しい表現になりがちですが、市民の興味を引き、内容を理解してもらうためにも、絵や図を多く用いるなど、資料の内容をわかりやすくする配慮が必要です。

特に、身近な場所で目にすることができる掲示板「あい・ボード」の活用にあたっては、立ち止まって見てもらうことが重要であり、視覚に訴えかけ、市民の興味関心を引くような工夫が必要だと考えます。

広く市民に周知する方法としては、関係団体へ個別にお知らせすることや、臨時的な説明会や講座を開催すること、インターネットやSNSを活用することなども効果的だと考えます。

市の情報を市民に知ってもらい、理解してもらうための、様々な情報提供の手法を積極的に検討し、あわせて、審議会やパブリックコメントにおいて意見を言う機会があることなど、市民参加制度そのもののさらなる周知にも努めてください。

② 市民に意見を出してもらうために

市民が市政に関する情報を知った上で、思ったことを伝えるには、意見を出しやすい仕組みを整えることが必要です。意見を言わない人が関心の無い人かというのと、必ずしもそうではなく、関心があり、意見を持っていても、市に伝えていない方も多いと考えます。

市民が意見を出す機会として、審議会等の会議に参加して意見を述べる方法がありますが、様々な立場の市民がメンバーに加わり、審議に多様な意見が反映されることが望ましいと考えます。例えば、子育て中の方でも参加しやすくなるような工夫も必要と考えます。

また、審議会以外の意見交換会やワークショップなどは、誰もが気軽に参加できることが重要であり、特に若い世代の意見を取り入れるには、カフェ形式や座談会形式により意見を言いやすい雰囲気づくりに努めることや、先に述べた市民討議会「いしかりまちづくりディスカッション2013」のように新たな手法を取り入れること、既存の集まりに出向いて意見を聴くことも効果的だと考えられます。

さらに、参加した市民に「参加できた」「自分の意見が市政に反映された」といった充実感を感じてもらうことも重要です。市民の意見が、何らかの形になったという事例を広く周知できると、主体的な参加へとつながるきっかけになるのではないかと考えます。

いずれの手法においても、幅広い世代が、意見を出す場に参加しやすい・参加してみたいと思う仕組みづくりを期待します。

③ 市民参加の意識を醸成するために

市民による市民のためのまちづくりを実践するためには、市民が、自分たちのまちに関心を持ち、まちづくりに関する意見をしっかり言えるようになることが必要です。

まちをよく知り、まちづくりに興味関心を持てるよう、子どものうちからまちづくりに関わる機会を創出するなど、長期的視点での市民参加制度推進の取り組みが大切だと考えます。

自治基本条例の理念に則り、幅広い世代の市民の声を反映して作成した第5期石狩市総合計画には、総合計画を動かす仕組みとして、「市民による市民のためのまちづくり（地域経営）のしくみ」「市民目線での行政経営のしくみ」について明記されています。このことをふまえ、市民目線でのまちづくりが着実に進められることを期待します。